

○ 藤枝市建設工事競争入札参加者の格付基準及び選定要領

制 定 平成6年6月28日 訓令 10
最近改正 令和5年1月25日 訓令 1

(目的)

- 1 この要領は、建設工事の競争入札に参加する資格を有する者の格付及び建設工事の競争入札に参加させようとする者（随意契約において見積書を徴しようとする者を含む。）について、他に定めのあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(等級の格付の基準)

- 2 等級の格付（土木一式工事、建築一式工事及び管工事についてA、B及びCの3等級）は、次項から第7項までに定める方法により算定した総合数値に基づき、行うものとする。

(総合数値の算定方法)

- 3 総合数値の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 次号から第4号までに規定する工事以外の建設工事の総合数値

総合評定値（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。次号から第4号まで並びに第5項第3号及び第5号において同じ。）とする。

- (2) 土木一式工事、建築一式工事及び管工事の総合数値

次の式により算定する。

$$\text{総合数値} = \text{総合評定値} + D1 + D2 + D3 + D5 - D4$$

D1：別記D1による工事成績加点による数値

D2：別記D2によるISO加点による数値

D3：別記D3による特定建設業加点による数値

D4：別記D4による指名停止減点による数値

D5：別記D5による暴力団排除加点による数値

- (3) 事業協同組合の総合数値

ア イに掲げるもの以外の建設工事の総合数値は、総合評定値とする。

イ 土木一式工事、建築一式工事及び管工事の総合数値は次の式により算定する。

$$\text{総合数値} = \text{総合評定値} + D1 + D2 + D3 + D5 - D4$$

D1：別記D1による工事成績加点による数値（当該組合としてのもの）

D2：別記D2によるISO加点による数値（当該組合としてのもの）

D3：別記D3による特定建設業加点による数値（当該組合としてのもの）

D4：別記D4による指名停止減点による数値（当該組合としてのもの）

D5：別記D5による暴力団排除加点による数値（当該組合としてのもの）

- (4) 共同企業体の総合数値

ア イに掲げるもの以外の建設工事の総合数値は、総合評定値とする。

イ 土木一式工事、建築一式工事及び管工事の総合数値は次の式により算定する。

$$\text{総合数値} = \text{総合評定値} + D1 + D3 - D4$$

D1：別記D1による工事成績加点による数値（当該共同企業体としてのもの）

D3：別記D3による特定建設業加点による数値（当該共同企業体の代表構成員としてのもの）

D4：別記D4による指名停止減点による数値（当該共同企業体としてのもの）

(事業協同組合の特例)

- 4 事業協同組合の総合数値は、前項の規定にかかわらず特例計算の申し出があった場合には次項及び第6項に定めるところにより算定することができる。
- 5 事業協同組合の特例計算に係る総合数値は、次の各号に掲げる評点を当該各号に掲げる方法により計算し、さらにその評点がそれぞれ建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の3に規定するX1からWまでに対応する数値とみなして同条に規定する算式により計算して得た数値を第3項第3号の総合評定値に代入して算定する。
 - (1) 年間平均完成工事高の評点 当該組合及び審査対象者(資格審査を受けようとする工種ごとに当該組合が5以内の数で指定した組合員をいう。以下同じ。)の年間平均完成工事高の和を当該組合の年間平均完成工事高とみなして経営事項審査の項目及び基準を定める告示(平成20年国土交通省告示第85号)及び経営事項審査の事務取扱いについて(平成20年国総建第269号。以下これらを「経営事項審査点数算定基準」と総称する。)の規定を適用して計算して得た数値
 - (2) 自己資本額及び利益額の評点 当該組合及び審査対象者の自己資本額の和及び利益額の和を当該組合の自己資本額及び利益額とみなして経営事項審査点数算定基準の規定を適用して計算して得た数値
 - (3) 経営状況分析結果の評点 当該組合及び審査対象者の総合評定値の算定に用いられた当該組合及び審査対象者の経営状況分析結果に係る数値(Y)を平均して得た数値
 - (4) 技術職員数及び元請完成工事高の評点 当該組合及び審査対象者の技術職員数の和及び元請完工高の和を当該事業協同組合の技術職員数及び元請完工高とみなして経営事項審査点数算定基準の規定を適用して算定して得た数値
 - (5) その他の審査項目の評点 当該組合及び審査対象者の総合評定値の算定に用いられたX1、X2、Y及びZ以外に係る数値(W)を平均して得た数値
- 6 審査対象者となる組合員は、次の要件をすべて満たす者でなければならない。
 - (1) 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。
 - (2) 当該希望工事種別に属する工事を施工することについて、経営事項審査を受審している者であること。

(経常建設工事共同企業体)

- 7 経常建設工事共同企業体の総合数値の算定については、第5項の規定(同項第1号中資格審査を受けようとする工種ごとに当該組合が5以内の数で指定する組合員に関する部分を除く。)を準用する。この場合において、同項中「第3項第3号」とあるのは「第3項第4号」と、「当該組合及び審査対象者」とあるのは「各構成員」と読み替えるものとする。

(入札参加者の選定)

- 8 土木一式工事、建築一式工事及び管工事については、当該工事の契約予定金額の等級(競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示(昭和63年藤枝市告示第68号。以下「資格を定める告示」という。)第1の3に規定する等級をいう。以下同じ。)に属する有資格者(資格を定める告示第1の1の規定により当該建設工事の入札に参加することができる資格を有する者をいう。以下同じ。)で発注予定工事の契約予定金額に相応するものの中から入札参加者を選定するものとする。
- 9 前項の規定にかかわらず有資格者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、発注予定工事の契約予定金額に応じ、当該等級の直近上位又は下位の等級に属する有資格者の中から入札参加者を選定することができる。この場合において前項の規定により選定する有資格者がいないとき、又は僅少であるときを除き、前項の規定により選定する者を主体に選定するものとする。

10 資格を定める告示第1の7に該当する工事については、前2項の規定は適用しない。
(選定の基準)

11 入札参加者の選定については、特定の有資格者に偏しない様に留意するとともに、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第11条の規定により実施する誠実性、地域的条件、手持工事量、工事経歴、工事成績、技術者、経営内容、安全管理の状況、労働福祉の状況等の項目に係る技術的能力の審査の結果に基づき行うものとする。

(入札参加者の指名者数)

12 競争入札参加者の指名は、工事ごとに、工事の種類、規模及び内容、建設業者の実態等を十分に考慮した適切な数の業者を選定するものとし、予定価格に応じておおむね次の数を目途に行うものとする。

- (1) 予定価格が1億5千万円以上の工事は、13者以上
- (2) 予定価格が1千万円以上1億5千万円未満の工事は、10者以上
- (3) 予定価格が200万円以上1千万円未満の工事は、8者以上
- (4) 予定価格が200万円未満の工事は、6者以上

(入札参加者の指名者数の例外)

13 土木一式工事、建築一式工事及び管工事以外(委託業務は除く。)の競争入札参加者の指名者数は、市内業者(市内に本店又は営業所を有すること。)に施工実績を有する有資格者が少なく、かつ、前項各号に定める指名者数に満たない場合には、次の表のとおり取り扱うものとする。

予定価格	指名者数
1億5千万円以上の工事	最低6者。ただし、市内業者に施工実績を有する有資格者数が7者以上の場合、前項各号の指名者数を限度に、なるべく多くの業者を選定し、競争性を高めることとする。
1千万円以上1億5千万円未満の工事	
200万円以上1千万円未満の工事	
200万円未満の工事	6者以上

附 則 (平成6年6月28日 訓令 10)

(施行期日)

1 この訓令は、平成6年7月1日から施行する。

(岡部町の編入に伴う経過措置)

2 別記表1の藤枝市発注工事には、岡部町の編入の日の前日までに岡部町が発注した工事を含むものとする。

附 則 (平成7年2月13日 訓令 1)

この訓令は、平成7年2月13日から施行する。

附 則 (平成11年3月26日 訓令 21)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月12日 訓令 18)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月17日 訓令 15)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成18年12月1日 訓令 19)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成20年12月9日 訓令 11)

この訓令は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 （平成26年2月26日 訓令 17）
 この訓令は、平成26年3月1日から施行する。
 附 則 （平成29年3月1日 訓令 2）
 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
 附 則 （令和5年1月25日 訓令 1）
 この訓令は、令和5年2月1日から施行する。

別 記

D1：工事成績加点

$$D1 = \text{工事成績評価値 (K)} \times \text{補正率 (P1)}$$

表1 (小数点第1位を四捨五入)

工 事 成 績	78点以上	77点	76点	75点	74点	73点以下
工事成績評価値 (K)	50点	40点	30点	20点	10点	0点

(注)

- 1 上表における工事成績とは、請負代金が1件 100万円以上の藤枝市発注工事を対象とし、当該2年度分の格付けの効力が発生する4月1日が属する年の前々年の1月1日から前年の12月31日までの間に採点した工種ごとの工事成績点を、平均点が75点になるように調整してあらわしたものをいう。
- 2 上記の期間中、藤枝市が発注し採点した工事の実績（藤枝市発注工事の受注実績）がない場合は、10点減点する。

表2

K点の算定基礎となった工事件数	15件以上	10件以上	5件以上	5件未満
補正率(P1)	1.3	1.2	1.1	1

D2：ISO加点

入札参加資格確認申請の時点においてISO9001又はISO14001等を取得している者には次により加点する。

ISO9001 10点

ISO14001（エコアクション21を含む。） 5点

両方とも取得 15点

D3：特定建設業加点

特定建設業の許可を有している者に15点加点する。

D4：入札参加停止減点

当該2年度分の格付けの効力が発生する4月1日が属する年の前々年1月1日から前年12月31日までの2年間に於いて入札参加停止の措置を受けた者は、入札参加停止1回につき5点減点する。

D 5 : 暴力団排除加点

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」第 1 4 条第 2 項の講習を修了した直近の日から当該 2 年度分の格付けの効力が発生する 4 月 1 日が属する年の前年 1 2 月 3 1 日までの間が、3 年を経過しない者を同条第 1 項の責任者に選任している建設業者に 5 点加点する。